

一宮町造血細胞移植後定期予防接種ワクチン再接種費用助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 5 月 28 日

一宮町長

馬淵 昌也



一宮町告示第 41 号

一宮町造血細胞移植後定期予防接種ワクチン再接種費用助成金交付要綱の一部を改正する告示

一宮町造血細胞移植後定期予防接種ワクチン再接種費用助成金交付要綱（令和 5 年一宮町告示第 44 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 号中「7」を「9」に改める。

附 則

この告示は、令和 7 年 6 月 1 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。